

## グループ企業の事業再生における再建計画(弁済計画)について

野上 昌樹  
Masaki Nogami

[PROFILEはこちら](#)

### 1 グループ企業の事業再生について

昨今、企業グループに属している複数の企業が同時に破綻するケースを見ることがあります。それぞれの企業が担っている事業が密接に関係している場合や、金融機関への窓口がグループ内で決まっており、その企業からの融資によりグループ全体の資金繰りが維持されている場合などでは、1社の破綻がグループ全体の破綻へと繋がるケースも少なくないようです。

このような企業グループに属している複数の企業が破綻した場合には、以下のような特徴を有することがあります。

- ① 債権者である仕入先企業が、具体的な取引先である企業というよりもグループ全体に対する信用を基礎に取引関係を維持しているにもかかわらず、資金管理を特定の企業が担っているといった理由などにより、グループ各企業の財務状態に大きな偏りがある。
- ② グループ企業間の債権債務関係が錯綜し、また、外部債権者に対する保証や物上保証の関係が錯綜している。

前者のような事情がある場合には、個別の企業毎に再建計画を立案し弁済を行うことになると、グループ全体の信用に基づき取引を行ったにもかかわらず、どの企業の債権者によって大きく弁済率が異なることになり、実態にそぐわない結果がもたらされることとなります。また、後者のような事情がある場合には、グループ内企業同士で弁済が循環したりするなど、グループ企業を個別に取り扱うと技術的に面倒になることが考えられます。

以上のような問題点がある場合には、再建計画・弁済計画を立案するにあたって、グループ企業を一体的に取り扱った上で問題点を回避する工夫が行われてきています。

これは、後述するアメリカ連邦倒産法において判例法上発達したルールである『実体的併合の法理』にならった工夫です。

本稿では、公表されている実例が多い、会社更生、民事再生といった法的手続きにおけるグループ企業の再建計画・弁済計画についてご紹介します(なお、私的整理でも、事業再生ADRなどでは、同様の処理が蓄積していつているようです。)

法的手続きにおいては、会社法の特則として更生計画による合併が認められている会社更生手続きにおいて多くの実例があり、最近では民事再生手続きにおいても散見されるようになってきています。

なお、会社更生手続きにおいて、更生計画中に合併を定めながらも、一体的処理を行わない実例も多数あり、上記のような事情があったとしても全てのケースについて一体的処理が行われてきているものではないことについては、ご留意いただければと思います。

### 2 グループ企業の一体的再建計画・弁済計画の特徴について

前述しました『実体的併合の法理』とは、

- A 法的再建手続を申し立てた複数の会社の資産と負債を合体させた上で、全ての債権者に均一に分配し、
- B 複数会社間の債権債務を消滅させ、
- C 1個の給付を目的とする重複した債権を排除することによって、

手続の内部では実体的にも一体として取り扱う法理のことで

日本におけるグループ企業の一体的再建計画・弁済計画

の特徴についても、この『実体的併合の法理』にならって、上記AからCの処理が盛り込まれることがあります(なお、グループ企業の合併を前提とする更生計画であったとしても、必ずしもAからCの3種類とも採用している訳ではなく、実態に即し、債権者の理解が得られるよう、AからCのうちの相応しいものを選んで採用している場合もあります。)

以下の①から③が、AからCに対応する日本における手法となります。

- ① (上記Aに対応するものとして)パーレント条項の導入  
簡単に言うと、グループ内の各企業の弁済率を同一にするということです。
- ② (上記Bに対応するものとして)グループ企業同士の債権債務の処理  
グループ企業同士の債権債務を消滅させる、劣後化させるという取扱いを行います。
- ③ (上記Cに対応するものとして)いわゆる重複債権の処理  
グループ企業の複数者に対して、主たる債権と(連帯)保証や物上保証を有している場合に、一部の債権しか弁済対象としないという取扱いを行います。

3以下では、①から③を少し詳しく検討していきます。

### 3 パーレント条項について

パーレント条項は、取引相手である個別企業ではなくグループ全体の信用力を基礎に取引関係に入ったにもかかわらず、個別企業の財務状態に差があり個別企業による再建計画・弁済計画ではその弁済率に大きな差異がある場合に、その不当さを是正する方策としては極めて有用です。

しかしながら、会社更生法も民事再生法も個別企業を対象とした法制度であり、法には遵守することが要請されるルールが有り、そのルールに抵触すると、再建計画(弁済計画)を定める更生計画案や再生計画案が、債権者集会に付議されない、債権者集会に付議されたとしても適法なものとして裁判所

より認可されないという問題が発生する可能性があります。

パーレント条項の導入にあたって、抵触の有無が検討されるべきルールとしては、権利変更における平等原則の問題、清算価値保障の原則の問題があります。

#### ア 権利変更における平等原則との関係(会社更生法168条1項、民事再生法155条1項)

会社更生法は条文構成が複雑であるため、民事再生法を例にとると、民事再生法155条1項は、「再生計画による権利の変更の内容は、再生債権者の間では平等でなければならない。ただし、…これらの者の間に差を設けても衡平を害しない場合は、この限りでない。」と、権利変更における平等原則を定めており、会社更生法も全く同様の規制を行っています。

この権利変更における平等原則との関係では、良好な財務状態である企業を信頼して取引関係を構築した債権者が、全てのグループ内企業が同一の割合での弁済を受けることは損をすることに他ならず、問題であるとの指摘がなされています。この点については、下記のような要素を総合的に勘案した上で、「衡平を害しない場合」(会社更生法168条1項ただし書き、民事再生法155条1項ただし書き)にあたる場合にはパーレント弁済を行うことは許されるとの積極説で実務は運用されています。

- (1) 事業が一体として運営
- (2) 債権者から見て、相互補完関係にあつて一体として運営
- (3) 財務状態に基づく弁済率に大きな差異がない
- (4) 大方の債権者にとって異論がないこと
- (5) 各社の財務状態に基づく弁済率を超過していること

#### イ 清算価値保障の原則との関係

法的手続きか否かに関わらず、再建型の手続きの場合には、当該企業が清算的処理(破産)した場合よりも債権者に対

する弁済率が高くなる必要があります。このことを清算価値保障の原則といいます。会社更生法や民事再生法では条文上明記されていませんが、当然の前提と考えられています。

この清算価値保障の原則は、パーレント弁済を導入する場合にも、企業毎に充足されている必要があります。グループ内の各企業の弁済率を同一にした結果、ある企業にとって清算した場合の配当率を下回るような事態は許されないということになります。

なお、パーレント条項の導入は、会社法上の合併を前提とする再建計画において立案されることがほとんどですが、会社法上の合併を前提としても企業毎に別途の弁済率を定めるケースもありますし、会社法上の合併を前提としない場合において導入ができないというものでもないと思われま

す。また、上記では法的手続きの場合について検討してきましたが、私的整理の場合も、債権者間の衡平性は必要の要件とされていますし(事業再生ADRについての経済産業省関係産業競争力強化法施行規則28条3項)、清算価値保障は要請されているので(同施行規則28条4項)、法的手続きの場合とほぼ同様に考えることになるでしょう。

#### 4 いわゆる内部者債権の消滅について

実務としては、グループ企業同士の債権債務について、再建計画にて相殺を待たずに消滅させることを認めてきています。これは、グループ外の債権者は、少なくともグループ外の債権者よりも破綻に関する帰責性があると思われるグループ内企業に資金が留保されることにより弁済率が低減することは相当と考えないであろうということを根拠にしていると考えられます。また、会社法上の合併を伴うような場合には、弁済を行うこと自体意味や実益を有しない場合が多いと思われま

す。この点、経営責任の観点からグループ企業内の債権を消滅させるべきであるとの主張に対して、債務者にとって消滅させることや劣後化させることは義務とまで言えないとする裁判例が多数存在しているには留意が必要です。

#### 5 いわゆる重複債権の処理について

一つの給付を目的とする債権が、主たる債権と(連帯)保証債権のように複数存在する場合に、それらの債権のことを重複債権と呼びます。例えば、100万円の貸付につき連帯保証人がいる場合、主債務者に対する債権と連帯保証人に対する債権は重複債権にあたることになります。

これらの重複債権については、債権者としてもグループ自体の信用力を期待して取引関係に入っている以上、一体的処理をしているにも関わらず二重に支払いを受けることは妥当ではないとの考えに基づいて、以下のような処理がなされてきていま

す。

- ア 額の最も大きな債権のみを弁済対象とし、他のものを消滅させる。

- イ 保証債務の弁済率を主たる債務よりも低くする。

なお、この重複債権の処理については、会社更生法や民事再生法が要請している開始時現存主義との関係で問題があるとの指摘があります。

開始時現存主義とは、手続開始時以降に、更生債権や再生債権の一部を消滅させる弁済などの行為を受けたとしても、債権全額が消滅した場合を除き、債権者は手続開始時に有する債権の全額についてその権利を行使できるというものです(破産手続きにおける開始時現存主義を定める破産法104条を準用する会社更生法135条2項及び民事再生法86条2項)。

この条文どおりに解すれば、全額の満足を得ない重複債権の一つを有する債権者は、当該債権について一部の弁済を受けたとしても、別途の債務者に対して開始時における全額の債権額を基準として弁済を受ける権利を有することになりそうです。しかしながら、グループを全体として与信管理していて、実質保証についても添え担保としてしか意識していないような場合や、そのような意識を持っていないことに責めがあるような場合には、多数決原理に基づいて反対する債権者がいても開始時現存主義には反するとは言えず有効とするのが

実務となっています。

ただ、個別企業の信用力を信頼して連帯保証を取得したといった事実が認められるような事案であるにもかかわらず、法的手続きの場合には多数決により上記処理が強制されるという事態が生じかねないという点において、個別事情への目配りが強く要請されるのではないのでしょうか。

## 6 おわりに(若干の雑感)

私的整理はその成立のためには全員の同意が要請されます。その意味では、個別債権者の事情を十分すぎるほど配慮していかないと、いかに合理的な再建計画・弁済計画であっても成立しません。一方、法的手続きにおいては、不利益を被る者が反対したとしても多数決により集団的な合意が形成されて、反対した不利益を被る者もまたその合意に強制的に拘束されます。

グループ企業を一体的に取り扱う再建計画・弁済計画は、実態から見てその必要性があることは言うまでもありませんし、その有用性もまた揺るぎのないところです。しかしながら、グループ企業を一体的に取り扱う再建計画・弁済計画の中に定められた条項については、会社更生法や民事再生法という明文の規定と一定の緊張関係を有するものがあることもまた事

実です。そのような緊張関係がある以上、特に反対するかもしれない(した)不利益を被る者の存在についても十分目配せして、上記手法の中からそれぞれの案件に応じた処理方法を導入するといった工夫が強く要請されるし、反対するかもしれない(した)不利益を被る者に対して意を尽くした説明が必要とされるのだろうと考えます。

グループ企業の一体的な再建計画・弁済計画に出くわすことは、今後も増えることはあっても減ることはないように思いますが、ご紹介させていただきましてとおり、なかなか悩ましく難しい問題を含んでおります。興味を持たれた方がいらっしゃれば、下記の参考文献をご参照いただければと思います。

### 【参考文献】

田原睦夫『企業グループの倒産処理』倒産の法システム(3)  
(日本評論社)

法的整理計画策定の実務(商事法務)454頁以下、特に47  
1頁以下

新・更生計画の実務と理論第2版(商事法務)65頁以下

事業再生大全(商事法務)345頁以下

事業再生ADRのすべて第2版(商事法務)377頁以下

など

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】